

## 北海道科学大学短期大学部外国人留学生に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第49条第2項に基づき、外国人留学生の入学及び修学等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 外国人留学生とは、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を許可された者をいう。

(入学時期)

**第3条** 外国人留学生の入学時期は、学年の始めとする。

(受験資格)

**第4条** 外国人留学生として本学に受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者

(入学の出願)

**第5条** 外国人留学生として本学に入学を志願する者は、当該年度の募集要項に基づき、出願しなければならない。

(入学選抜)

**第6条** 入学志願者に対しては、入学者選抜に関する規程に基づき、選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

**第7条** 入学選抜結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2 入学手続を完了した者へは、入学許可書を交付する。

(留学期間)

**第8条** 外国人留学生の留学期間は、2年間とする。ただし、特別の事由により、在留期間の延長の申し出がある場合は、教授会の議を経てその留学期間を延長することができる。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、外国人留学生に対して、本学学則及び諸規程を準用する。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和48年2月10日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和54年11月5日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年11月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年1月6日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。